

J R 東海労働組合関西地「発」第6号  
2020年12月21日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 新大阪第二事業所社員の業務災害に関する緊急申し入れ

12月9日、鳥飼事業所（鳥飼テクニカルセンター）において、新大阪第二事業所社員（営業二科社員、出向者）が、研修中（安全体感研修）に骨折（右上腕部骨折）するという業務災害が発生した。

業務災害については、早急に再発防止にむけた対策を講じることは言うまでもないことである。

社員は、安全体感研修を受講するため鳥飼事業所に出張して、研修中に骨折をした。

骨折した要因はいくつか考えられるが、そのなかの一つである安全体感研修に関して、以下のとおり申し入れるので、早急に団体交渉を開催して協議すること。

### 記

1. 今回発生した業務災害に対して、早急に再発防止の対策を講じること。
2. 新大阪第二事業所営業二科社員が安全体感研修を受講する理由を明らかにすること。また、サービック会社に営業二科が業務委託されて約1年半経過しているが、なぜ今になって安全体感研修を実施するのか理由を明らかにすること。
3. 新大阪第二事業所営業二科社員（出向者）の業務に直接関係ない安全体感研修を直ちに中止すること。
4. 現在、新大阪第二事業所営業科社員（遺失担当）を駅掃に充当しているが、営業二科社員（出向者）も駅掃に充当する予定があるのか明らかにすること。また、駅掃への充当を予定しているのなら、「出向先での就労条件について」の「従事すべき業務の内容」に該当しない駅掃に充当させることはやめること。

以上